

令和５年度 第２回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和５年10月19日（木）午後２時00分から午後４時00分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎４階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、秋澤委員、五十嵐委員、工藤委員、嶋口委員、高崎委員、
武尾委員、玉井委員、三浦委員、安田委員

（欠席）大島委員、金井委員、白井委員、仲委員、星名委員

【事務局】介護保険課：穴戸課長、関澤係長、小西主査、佐藤係長、竹内(晶)主査、
茂木係長、国部係長、桂係長、有馬主任、青井、村岡

福祉総務課：清家係長

地域福祉課：椿課長、岩崎主査、水上、大宮

指導監査課：吉田課長、安藤主査、瀬戸

福祉施設課：青木次長、関主査

健康増進課：川田課長

【傍聴者】３名

１ 開 会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

２ 委員の交代及び副委員長の選任

鈴木委員の退任に伴う新任委員（白井委員／横須賀市社会福祉協議会 副会長）の就任について、事務局から紹介した、また、本会の「副委員長」が空席となったため、対応を協議した。結果、立候補者はおらず、大島委員を推薦する意見があり、本人了承のもと着任いただいた。

３ 議 題

（１）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から【資料１】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 P１の「高齢者数等」、「第１号被保険者」はいずれも65歳以上の人数であるが、この差異は何か？また、同様に「要介護認定者及び事業対象者数」がP１とP２で異なるが？

- 事務局 65歳以上高齢者数について、後者（第1号被保険者）には「住所地特例」が含まれるため、人数が多い。また、要介護認定者・事業対象者について、P2（サービス利用者数）には当月中に死亡・転出した人が含まれるため、人数が多くなっている。
- 委員 P4～以降、給付費・サービス量の4年度実績、5年度実績について、「3月～7月」となっているが、年度ベースで考えると4月～開始ではないのか？
- 事務局 ここでいう「3月」は、3月サービス利用分であり、その請求月は翌4月である。つまり、請求実績ベースで各年度のカウントを行っているため、サービス利用月としては、「3月～翌2月」で1年サイクルとなる。

（２）地域密着型サービスについて

【意見聴取事項】（事前）

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

事務局から【資料2－1】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 この施設は、いつ頃から有料老人ホームとして運営しているのか？また、認知症対応型共同生活介護に変更するにあたり、何か必要な改修を行ったのか？
- 事務局 事業所の開設は平成27年11月1日である。今回の改修は、クロスの張り替えや清掃といったもので、例えば、居室を増やすといった大掛かりな改修は行っていない。
- 委員長 認知症対応型共同生活介護の特別な基準はないのか？
- 事務局 認知症対応型共同生活介護の基準は存在するが、この施設では住宅型有料老人ホームの時代から、既にその基準を満たしていた。
- 委員 有料老人ホームを認知症対応型共同生活介護に変更することで、認知症と診断されていない人は継続居住ができないように思われるが、不都合はなかったのか？
- 事務局 現在入居していて継続を希望された方は、全員認知症の診断を受けていると聞いている。
- 委員 他の施設へ転居した人はいなかったということか？
- 事務局 特養等へ移った方は何名かいたと聞いている。
- 委員長 結果的に、行き場に困った人は一人もいなかったという認識でよいのか？
- 事務局 そのとおりです。

【意見聴取事項】（事後）

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

事務局から【資料２－２】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委 員 「①デイサービス 皆の衆（P 6～7）」について、画像①（外観）と⑧（浴室）に手すりが見当たらない。また、③④（食堂兼機能訓練室）の座椅子に肘掛けがないので、立ったり座ったりする際に不便ではないか？さらに、⑩⑪（トイレ）について、利用定員が10名規模であれば、1 箇所ではなく2 箇所あった方がよいのでは？トイレのブザーが“呼び鈴”というのも、プライバシーの配慮が欠けているように思う。
- 事務局 いただいたご意見を運営事業所へお伝えしたい。
- 委 員 また、デイサービス皆の衆には「庭」の写真がない。庭は敷地として申請していないのか。
- 事務局 今回の図面がない箇所に関しては、指定の対象外である。
- 委 員 「②ゴルフアーズ デイ（P 14～15）」の画像③④（機能訓練室）は、どういったものか？
- 事務局 この施設は名前のとおりゴルフを機能訓練に取り入れている。③はプラスチック製のゴルフ器具を用いて動作を行う。④はゴルフ体験ができるシミュレーターである。
- 委 員 ゴルフに特化してるということだが、他の器具はないのか？
- 事務局 ゴルフ以外にも、下肢筋力のトレーニングや、関節の可動域を広げるようなストレッチを訓練に取り入れており、利用者が選択できるとのことである。
- 委 員 ゴルフによる訓練は、身体機能の向上に繋がるのか？
- 事務局 事業所より、「力(ちから)加減を考えつつ体を動かすという一体的動作は、認知症予防に有効」という論文（エビデンス）があると伺っている。
- 委員長 画像④（機能訓練室）について、ゴルフクラブを振り回すことになるので、慎重にされた方が良い。
- 事務局 事業所へお伝えしたい。

【報告事項】

①地域密着型サービス事業者等の指定更新について

②地域密着型サービス事業等の廃止について

事務局から【資料３－１】【資料３－２】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員長 【資料３－２】P 1「デイサービス花栞」について、「賃貸借契約が更新できなかったため廃止」というのは不測の事態のように思えるが、利用者に支障はなかったのか？
- 事務局 利用者についてはケアマネ（事業所）と調整のうえ、他のサービスへ振り替えていただいた。
- 委 員 「受理日・廃止日」の期間的な関係はどうなっているのか？
- 事務局 休止及び廃止届に関しては、提出のタイミングが介護保険法で明記されており、1 か月前までに届け出ることとなっている（それ以前の届出でも可）。確かに、現場サイドから見ると「1 カ月」という期間は長くはないが、実際には、ほとんどの事業所が届出以前の段階で利用者様への説明を完了している。ただ、突発的に廃止になるケースもあるので、その際は逐一、事業所へ報告を求めながら、手続きを進めるようにしている。
- 委 員 廃止届の書類を揃えて提出するのが「受理日」であり、実際にはそれ以前に打診があるということか。
- 事務局 そのとおりです。最初に廃止手続きの相談をお受けし、事業所と調整をしつつ、廃止1 か月前に届出を受理するという流れになっている。
- 委員長 事業所の廃止により利用者に何かしらの負担が生じた時に、利用者の意見を円滑に吸い上げるような仕組みがあった方が良い。利用者が施設を変更せざるを得ないような状況もあるかと思うが、その際に、当事者の意見が埋もれてしまわないような仕組みが大切である。
- 委 員 加えて、相談窓口として地域福祉課や介護保険課を案内できると良いのでは？
- 事務局 事業所の廃止に際して、利用者の移動先は各ケアマネージャー等にご対応いただいているところであるが、今後、市としてこういった支援ができるのか研究していきたい。

(3) 令和4年度地域包括支援センター活動状況等について

事務局から【資料4】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 地域包括支援センターでは、委託料“以外”の収入はどの程度の規模なのか？また、包括の事業としての収支を確認する場合、資料のどこを見れば分かるのか？
- 事務局 委託料以外の主な収入は「介護予防報酬」である。4ページの右側「合計欄」に記載のとおり、令和4年度の委託料収入は約4億円で、その下段（約1億2,800万円）が「介護予防報酬」である。また、「サービス活動増減差額欄」をご覧くださいと、収入（委託料収入・介護予防報等）、支出（人件費・事務費等）の収支状況が分かる。
- 委員 市としては、「各地域包括支援センター単体」での赤字・黒字の判断はしておらず、トータル（12センター合算）で黒字になっていれば問題ないという認識か？
- 事務局 人員配置基準を超えた手厚い配置をしている包括が赤字になっている点については、当方も課題として認識している。また、「高齢者人口3,000人以上～6,000人で、3職種専門職を3名配置（＝高齢者人口2,000人に対して、3職種を1名配置）」といった国の基準が存在するが、実態として県内他市の多くの包括では、それよりも手厚い対応（1,500人に1名配置等）をしているため、その状況を踏まえて対応を検討したい。
- 委員 赤字の包括については、身の丈に合わないというか、規模に合わない過大なサービスを提供することがあってはならないが、その一方で、市の委託した業務により、包括の黒字状態が続くというのも望ましくはない。そのあたりのバランスが難しいが、どう考えるか？
- 事務局 黒字になった包括について、人員配置基準は満たしていたが、求人に応募がなく想定より人件費がかからなかったのが主な黒字理由である。包括がしっかり人員確保できるよう支援していきたい。
- 委員 地域包括支援センターにおける、生活支援コーディネーター（以下、SC）の業務内容を教えていただきたい。
- 事務局 まず前提として、令和4年度と令和5年度でSCの委託内容（仕様）に変更点がある。令和4年度までは、地域包括支援センターのSCは「兼任」で活動しており、他の業務（介護予防ケアマネジメント業務等）と兼務していた。それが、令和5年度からは「専従」で委託している。そのうえで、令和5年度のSCの業務としては、各地域の支え合いの基盤づくりということで、「1ヵ月あたり15件以上の地域訪問」を行っている。
- 委員 現状、SCは全員専任なのか？

事務局 基本的に専従で委託しているが、人員不足により一部生活支援コーディネーターがケアマネジメント業務を行っている包括もある。

委員長 専従は努力目標ということか？

事務局 包括のＳＣ１人工分の業務は「月１５件の地域訪問」が目安であるが、その業務の遂行に支障がない範囲で、経過措置的にケアマネジメント業務を行うことを容認している。ただし、こういった状況は望ましくはないので、市として対応を検討している。

委 員 虐待の件数が増えているように見えるが、現況は？

事務局 相談内容としては身体的虐待、金銭搾取による経済的虐待、暴言等による心理的虐待が多い。また、通報元は警察、民生委員、介護事業者と、様々なケースがある。当方としては、相談・通報をいただいた際は、早期に対応することが重要だと考えているが、その一方で、虐待に至った経緯等も鑑みて、「未然防止（介護者のメンタルケア、介護負担軽減等）」も取り組んでいる。

（４）横須賀市高齢者保健福祉計画（第９期介護保険事業計画含む）の策定について
事務局から【資料５】に基づき説明を行った。特に質疑なし。

６ 閉 会

今回の開催は令和５年１２月１４日（木）午後２時からを予定していることを事務局（介護保険課長）から提示し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上